

【実績の基準】

消費者庁では、成年年齢引下げのための環境整備を確実に実施するため、地方公共団体で作成している消費者教育教材や「社会への扉」等の活用、外部講師を活用した出前講座実施等の実践的な消費者教育の実施をお願いしております。

令和3年度の実績の基準については、これまでの基準と同様の内容ですが、以下となっております。

【基準】

実践的な消費者教育が実施されたことを担保するため、実施日(実施月の記載でも可)は必須です。調査日時点で「実施予定」の場合は、その旨を記載してください(後日実施の有無を確認いたします。)。その上で、以下のいずれかを満たす場合を本調査における実績といたします。

家庭科や公民科の時間に限らず、総合的な学習の時間やホームルーム等の時間を活用した実践的な消費者教育を実施した場合も実績といたします。

【実施校】

- ① 「社会への扉」(冊子、パワーポイント、確認シート、授業動画)を活用している(一部の活用でも可。本教材を基に教員が作成したワークシート・プリント等も含む)。
- ② 地方公共団体作成の教材、金融庁等の省庁で作成している教材、消費者団体等の各種団体で作成している教材等(動画教材含む)を活用している(一部の活用でも可。それらの教材を基に教員が作成したワークシート・プリント等も含む)。
- ③ その他、チラシ・新聞等を活用している(消費者教育に関する実践的な内容を含むと地方公共団体が判断したものであり、一部の活用でも可。これらを基に教員が作成したワークシート・プリント等も含む)。

(例)

- ・ 地方公共団体(消費生活センターを含む)ウェブサイトで公表している啓発チラシ、パンフレット、プレスリリース資料
- ・ 消費者庁等(他省庁、(独)国民生活センター含む)ウェブサイトで公表している啓発チラシ、パンフレット、プレスリリース資料
- ・ 消費生活相談員等が作成した過去の出前講座等の資料
- ・ 消費者被害等に関する新聞記事・雑誌
- ・ 消費者被害等に関するテレビ番組

- ④ 消費生活相談員など外部講師による消費者教育に係る出前講座を実施している。

【未実施校】

上記の基準を満たさない場合には、本調査における実績とはしない。

※実践的な消費者教育の実施状況調査であることから、教科書及び教科書付属の資料集のみを使用して授業をしている場合は、本調査においては「実施」とはなりません。